

【本日の目次】

1. 市況情報

- ◆ 本日の株価指標等
- ◆ 第一部前・後場概況

2. セミナー情報

- ◆ +YOU ニッポン応援全国キャラバン開催予定

3. コラム

- ◆ 証券取引等監視委員会からの寄稿

=====
※ 以下については、証券取引等監視委員会のウェブサイト掲載にあたり、上記目次 3. コラムを抜粋しております。
=====

証券取引等監視委員会からの寄稿

投稿 No. 133

最近の課徴金納付命令勧告の概要について
(27年1~3月分)

証券取引等監視委員会事務局 取引調査課長 下畑 孝行

取引調査課では、本年1月から3月の間に、不公正取引事案5件（相場操縦事案1件、内部者取引事案4件、違反行為者個人13名・法人3社）について課徴金納付命令勧告を行いました。

不公正取引事案5件の概要及び特色等は以下のとおりです。

- ・ H27. 2. 20 加地テック社員による内部者取引
(http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2015/2015/20150220-1.htm)
- ・ H27. 2. 27 高田工業所株式に係る相場操縦
(http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2015/2015/20150227-1.htm)
- ・ H27. 3. 24 公開買付者等関係者からの情報受領者によるトーメンエレクトロニクス株式に係る内部者取引

(http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2015/2015/20150324-2.htm)

- ・ H27.3.27 公開買付者等関係者からの情報受領者による大陽日酸株式に係る内部者取引

(http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2015/2015/20150327-3.htm)

契約締結交渉者からの情報受領者による三菱ケミカルホールディングス株式に係る内部者取引

(http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2015/2015/20150327-2.htm)

(注) 昨年7月以降本年3月末までに課徴金納付命令勧告を行った事案は合計16件となります。

昨年7月～12月に勧告を行った11件の概要等については、11月5日及び2月4日付の東証メルマガをご覧ください。

【相場操縦事案の概要等】

1 違反行為の概要

前回(2月4日付)の東証メルマガで対当売買(仮装売買)を利用した相場操縦事案をご紹介したところですが、今回課徴金勧告の対象となった相場操縦事案においても対当売買が多数認められています。

違反行為者(個人の投資家1名)は、予め安値で買い付けてあった特定銘柄の株式について、直前の約定値より高指値の自己の売り注文と買い注文を対当させるなどの方法により、当該特定銘柄の株価を引き上げる行為を反復継続して行っていました。

2 受託証券会社の状況

違反行為者は、複数の証券会社を利用して相場操縦行為を行っていましたが、各証券会社では違反行為者の売買実態に即して必要な注意喚起や注文の受託制限等の措置が講じられていたことが確認されています。なお、問題取引を把握してから注意喚起や受託制限等の措置を講じるまでにかなり時間を要している会社も認められていることから、そうした証券会社においては審査態勢に問題がないかどうかについて、改めて検証をして頂く必要があるものと考えております。

【内部者取引事案の特色等】

1 勧告対象となった内部者取引事案4件のうち2件が公開買付けの実施に関するものであり、いずれも公開買付者等関係者から重要事実の伝達を受けた多数の者が、当該重要事実が公表される前に内部者取引を行っていたことが判明しています。

2 個人4名が課徴金勧告の対象となったトーメンエレクトロニクス株式会社(以下「TE株式」という。)に係る内部者取引事案は、公開買付者である豊田通商の子会社役員が情報伝達者となり、当該子会社役員からの情報をもとにTE株式の売買を行ったゴルフ仲間が違反行為者となった事

案でした。この豊田通商の子会社役員は、親会社である豊田通商との間で取り交わした売買契約の締結交渉に際し、豊田通商がT E株式の公開買付けを実施するという未公表の重要事実を知り、それを自分のゴルフ仲間に伝えていました。

以前にも指摘したように、公開買付けの実務においては当事者である買付企業や対象企業のほか極めて多くの関係者が関与すること等から、他の重要事実に対してもインサイダー取引が行われ易いといわれています（8月13日付東証メルマガをご覧ください）。

公開買付者である豊田通商では、インサイダー取引の未然防止のための内部管理規程等を整備しており、当該子会社役員との間でも秘密保持について確認するなど必要な対応を行っていたことが確認されています。しかしながら、この子会社の役員は、これに反して「公開買付けの実施」という未公表の重要事実を第三者に伝達していたことを踏まえると、インサイダー取引の未然防止が如何に難しいかを改めて認識せざるを得ない事案でした。

3 また、9者（個人7名、法人2社）が課徴金勧告の対象となった大陽日酸株式に係る内部者取引事案は、三菱ケミカルホールディングスによる公開買付けの対象となった大陽日酸の役職員が情報伝達者となり、その情報をもとに大陽日酸株式の売買を行った大陽日酸の取引先関係者が違反行為者となった事案でした。当社でもインサイダー規制を未然に防止するための内部管理規程が整備されていましたが、一部マスコミから公開買付けに関する事前報道を行う旨の連絡を受けた経営幹部が中心となって、取引先の信頼確保を優先して「公開買付けの実施」という未公表の重要事実を伝達することとしたものですが、結果として多数の取引先関係者がインサイダー取引規制に抵触し、課徴金勧告を受ける状況となってしまいました。

本件のように一部マスコミによる事前報道がなされることが判明した場合であっても、基本的には、取引先に対する説明は公表後に行うことが適当であると考えますが、仮に、本件と同様に、取引先との関係を優先して情報伝達を行うような場合においては、例えば、相手方に対し、（1）当該情報が未公表の重要事実該当するものであること、（2）この情報を知って取引を行った場合にはインサイダー取引規制に抵触する可能性があること、（3）監視当局から照会があった場合には情報提供を行った対象先名等を報告せざるを得ないこと、などを十分に伝え、伝達した情報をもとにインサイダー取引が行われるリスクを念頭に置いた方策を検討しておくことが重要ではないかと考えております。

証券監視委は、今後とも、市場の公正性を害するような不公正取引に対しては、厳正に対処してまいり所存であり、引き続き、市場関係者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

※文中、意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

■証券取引等監視委員会ウェブサイト

<http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm>

■証券取引等監視委員会では、その活動状況やウェブサイトの更新情報などを配信しています。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>